

## くまもと未来会議設置要綱

### (設置)

第1条 熊本県の将来の飛躍につなげるため、有識者等から、熊本の可能性について長期的かつ大所高所からの意見を求めることを目的として、くまもと未来会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 会議は、議長及び委員10人程度をもって組織する。

2 委員の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 議長は、知事をもって充てる。

4 議長は、会務を総理する。

5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会)

第4条 会議は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の長は、県の各部局長及び知事公室長のうちから、議長が指名する。

3 部会の運営は、各部局及び知事公室において行う。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、企画振興部企画課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (附則)

1 この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

### (附則)

1 この要綱は、平成21年11月27日から施行する。

### (附則)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。